

第4期市川市地域福祉計画

＜中間見直し追加版＞

令和3年3月



目 次

第1章 計画の見直しの背景.....	1
第2章 包括的な支援体制の整備に関する現状と課題.....	5
第3章 施策の展開の見直し.....	6

計画の見直しの背景

平成29年度に策定した第4期市川市地域福祉計画（平成30～令和5年度）は、計画期間を6年間とし、「社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度（令和2年度）に後半3年間分について見直しを行います。」と定めています。

前半期間の計画に基づく取組みによる成果については、平成30年度と令和2年度に実施したアウトカム指標による評価の結果、次ページに示すとおり、全11項目の指標のうち10項目で市民満足度が改善しているため、基本的には、計画に定める施策の見直しは必要ないと考えられます。

しかし、計画期間において、

- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
(令和2年6月12日)
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

という、大きな社会情勢の変化があったことから、主にこの2つの社会情勢の変化に対応する見直しの検討を行いました。

【アウトカム指標による評価の結果】

施策の方向の指標内容	割合			改善
	平成30年度	令和2年度	比較	
必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	45.1%	48.9%	3.8%	○
福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	67.6%	68.8%	1.2%	○
成年後見制度を知っている割合	41.1%	45.1%	4.0%	○
福祉サービスの質に満足している割合	30.1%	35.2%	5.1%	○
地域コミュニティに参加している割合	50.9%	50.2%	-0.7%	
地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	23.3%	29.8%	6.5%	○
ボランティア・NPO 活動に参加している割合	18.1%	20.8%	2.7%	○
バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	50.4%	46.0%	-4.4%	○
就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	28.8%	33.5%	4.7%	○
移動に関して不自由を感じる割合	31.0%	26.7%	-4.3%	○
支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	40.4%	42.1%	1.7%	○

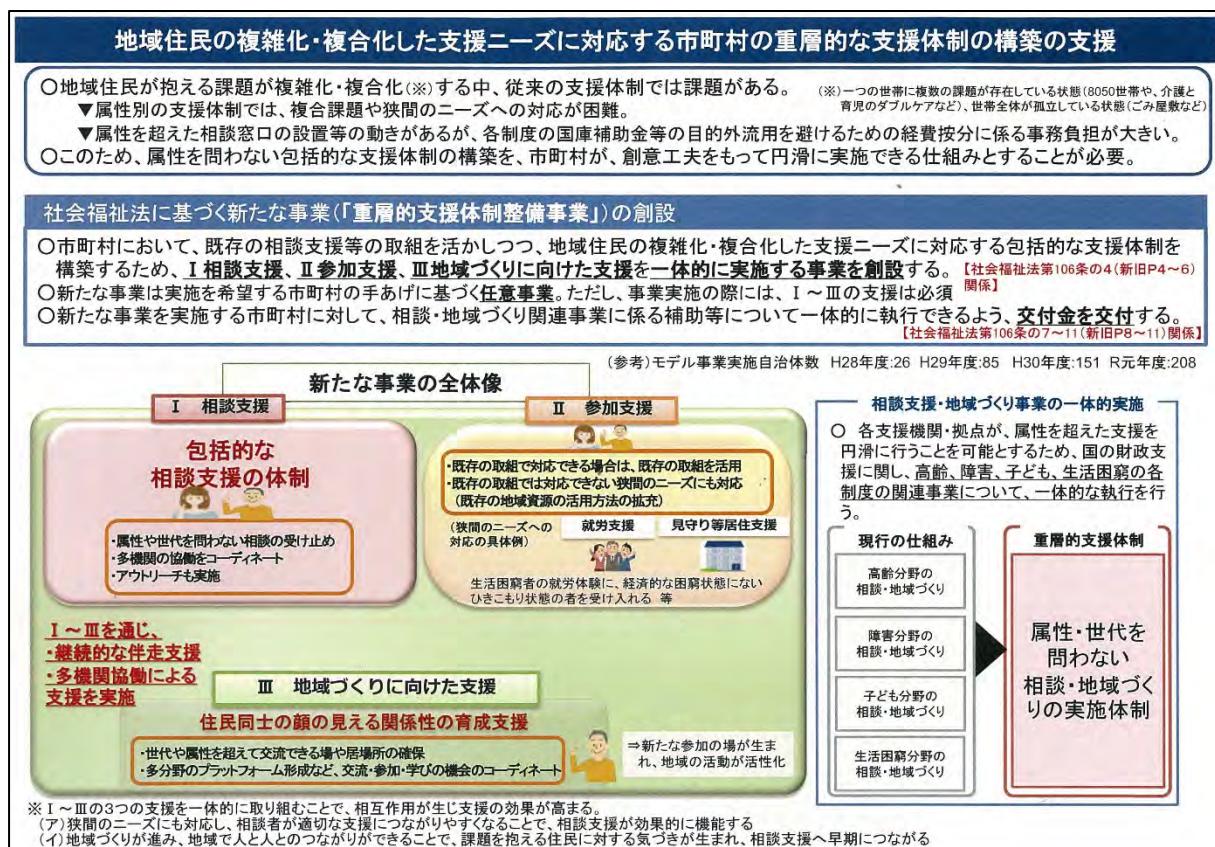
【「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について】

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組については、第4期市川市地域福祉計画策定時においても、平成29年度の社会福祉法の改正内容を踏まえ、本市が推進する事業を盛り込んでいました。（第4期市川市地域福祉計画 83 ページ参照）

一方、国においては、令和元年度に、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設を行うべきである旨の最終とりまとめを行い、これを踏まえ、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正が行われました。（公布日：令和2年6月12日、施行日：令和3年4月1日）

早ければ令和5年度に行うこととなる中核市への移行の方針も踏まえ、第2章・第3章に記載するとおり、重層的支援体制整備事業に対応する見直しを行いうもので

【重層的支援体制整備事業の概要】



【新型コロナウイルス感染症の流行の影響について】

第4期市川市地域福祉計画においては、

- ・基本理念として、

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」

- ・行動指針として、

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

- ・基本目標Ⅱとして、

「参加と交流のまちづくり」

を掲げており、住民の参加と交流を、計画の大きな柱としており、これを推進するための施策を数多く位置づけています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、ウイルス感染拡大防止のため、現状では、多人数が集まる会議や交流の場等の開催について深刻な制約を受けています。

新型コロナウイルス感染症の流行は、ワクチンや治療薬の開発・実用化の進展状況により、現在の状況が継続するのか、流行前の状況に戻るのかが大きく異なってくるため、現時点では、計画の後半期間（令和3～5年度）の状況を正確に見通すことはできません。

そのため、住民の参加・交流を推進する各施策の事業内容等の見直しは行いませんが、状況に応じた柔軟な事業運営を行っていきます。

包括的な支援体制の整備に関する 現状と課題

平成29年度の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備が規定されたことから、高齢・障がい・生活困窮・子ども・保健の各分野の所管課が参画する（※）相談支援包括化推進会議を開催し、体制整備について検討を行ってきました。

（参画課：福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、
こども家庭支援課、発達支援課、保健センター健康支援課）

複合的な課題を有する世帯に対してケース会議の開催により関係機関が連携した対応を行っていること、県が設置する中核地域生活支援センター「がじゅまる」が制度の狭間にある世帯への支援を行っていること、から、概ね包括的な支援を行うことができありますが、各分野の相談支援機関の連携を強化するため、

- ・福祉の各制度のサービス等が記載されている資料の相談支援包括化推進会議参画課での情報共有
 - ・対応困難な複合課題、制度の狭間のケースに関し、相談支援包括化推進会議における幅広い視点での意見交換
- を行うこととしました。

しかし、令和2年度の社会福祉法の改正で創設された「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ地域共生社会の実現を強力に推進していくためには、下表に示すとおり未対応の部分が残っています。

重層的支援体制整備事業 の支援分類	未対応の部分
相談支援	各相談支援機関の対象には狭間があり、相談の受け止めが円滑にいかないケースがある。 (例：障がいにも生活困窮者にも該当しないひきこもり、外国人)
	相談者の主たる問題が不明確な場合、イニシアチブが取りづらい。
	制度の狭間の方の場合、継続的支援が難しい。
参加支援	制度の狭間の方が社会とのつながりを回復するための支援や当該支援のための地域資源の把握が十分に行えていない。

早ければ令和5年度に行うこととなる中核市への移行の方針を踏まえると、重層的支援体制整備事業の実施が必要であることから、移行時には上記の未対応の部分を解消できるよう、取組みを進めています。

施策の展開の見直し

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

施策の方向2 地域における相談支援・生活支援の充実

進行管理事業である「相談支援体制の整備」を、以下のとおり見直します。

事業名 〔所管課〕	2. 相談支援体制の整備 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、こども家庭支援課、発達支援課、保健センター健康支援課〕					
事業概要	保健・福祉の各分野を横断した連携を強化するとともに、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を中核市移行時より実施できるよう、取組みを進めていきます。					
数値目標等	平成 30 年 度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
取組み				相談支援 包括化推進 会議の開催	相談支援 包括化推進 会議の開催	重層的支援 体制整備事 業の実施

施策の方向 4 権利擁護と見守り体制の充実

【役割分担】のうち【公助】を、以下のとおり見直します。

公 助

- ・緊急通報装置（あんしん電話）や見守り通報装置の普及に努める。
- ・高齢者、障がい者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- ・認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- ・成年後見制度利用支援事業の推進を図る。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- ・成年後見制度に関し、中核機関に必要な広報、相談、制度利用の促進、後見人支援、不正防止の5つの機能を維持するとともに、令和4年度末までに本市の成年後見センターのあり方の検討を進める。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行う。

第4期市川市地域福祉計画 中間見直し追加版

発行月 令和3年3月
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111（代表）



いつも新しい流れがある 市川